

## 学校教育における危機管理



## 令和5年度 講師研修会 研修Ⅲ

令和5年10月16日(月)  
岐阜教育事務所 教育支援課

## 教科教育

### 教科教育

#### 【事例】

- ①体育の時間中座っていたので声をかけると、「背中が痛い。」と訴える。壁に向かって倒立しようとしました際、体を支えきれず壁に背中をぶつけた。以降の運動は様子を見させた。
- ②授業終了後、担任が付き添い保健室へ行く。肩甲骨の間より少し下のあたりにシップを貼り、様子を見るところにする。
- ③給食の頃と帰る前、担任は本人から様子を聞くが、痛みが増えたことはないという。帰り際、養護教諭から様子を聞かれ「大丈夫」と答え帰宅する。

④翌日の朝、担任が「背中はどう?」と聞くと「大丈夫」と返答があった。

⑤4時間目体育リレー。準備運動でゆっくり走り、体操を行う。リレーでトラック半周走ったところ、背中が痛いと訴える。代わりの子に走つてもらうようにして見学するよう伝える。やっぱり走るか迷つていたが、やめておくよう伝え、タイマー係を任せた。

⑥事故発生の4日後、4時間目体育マット。背中が痛いとのことなので、壁に向かって倒立はせず、行うとしてもよじ登りにするよう伝える。自分で一度行ってみたが、痛かったと訴えたため、もうやらないように伝える。  
⑦体育の授業以外で痛みを訴えたことは一度もない。

### 対応として問題は？



## AEDは学校内にありますか？

### 学校給食

#### 【事例】

① 噫食中、生徒のカレーうどんの器内から全長2cmほどの細長い金属片が発見される。生徒はすぐに担任に報告した。

### どのような対応をしますか？

- 全身に発疹が出るなどの皮膚症状
- 唇や舌が腫れる粘膜症状
- 呼吸困難、喘鳴などの呼吸器症状
- 血圧低下、意識障害などの循環器症状
- 下痢や嘔吐などの消化器症状

運動により誘発されるケースも

## 喫食直後～5時間目

## エピペンの使用について

アナフィラキシーの進行は一般的に急速であり、「エピペン®」が手元にありながら症状によつては児童生徒等が自己注射できない場合も考えられます。「エピペン®」の注射は法的には「医行為」にあたり、医師でない者（本人と家族以外の者である第3者）が「医行為」を反復継続する意図をもつて行えば医師法（昭和23年法律第201号）第17条に違反することになります。しかし、アナフィラキシーの救命の現場に居合わせた教職員が、「エピペン®」を自ら注射できない状況にある児童生徒等に代わつて注射することは、緊急やむを得ない措置として行われるものであり、医師法違反にならないと考えられます。また、医師法以外の刑事・民事の責任についても、人命救助の観点からやむを得ず行つた行為であると認められる場合には、関係法令の規定によりその責任が問われないと考えられます。

出典 学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン(令和元年度改訂) 公財)日本学校保健会

エピペン（登録商標）⇒ アドレナリン自己注射薬

## エピペンの対応



## 教科教育・学校保健

**【事例III】※9月中旬の想定**

①3時間目の体育（外：バレーボール）の授業始め、ランニング1周(550m)とサーブ練習、全体集合の後、体調不良を訴え木陰で座つて見学をした。

②授業終了後、昇降口まで自力で戻り、近くの蛇口で水を飲む。その後、うずくまり動けなくなった。

どのような対応をしますか？

## 熱中症

運動に関する指針

気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防運動指針	熱中症予防運動指針
35℃以上	31以上	運動原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。 特に子どもの場合には中止すべき。
31～35℃	28～31	熱中症戒 (適度な運動は中止)	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避けける。 10～20分おきに休憩をとどめ水分・塩分の補給を行う。 ■まさに弱い人は運動を絶対中止。
28～31℃	25～28	警戒 (積極的に休憩)	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分、塩分を補給する。 激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
24～28℃	21～25	注意 (積極的に水分補給)	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分、塩分を補給する。
24℃未満	丸未満	注意 (注目安全 (注目水分補給))	通常は熱中症の危険は小さいが、適当水分・塩分の補給は必要である。 市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

出典 (公財)日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック(2019)

## WBT計は学校内にどこにありますか？



## 【学校保健安全法施行規則 第19条】

二 第二種の感染症（結核及び細胞膜炎・菌性皰膜炎を除く。）にかかる者については、次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。

イ インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）にあつては、発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日（幼児にあつては、三日）を経過するまで。

チ 新型コロナウイルス感染症にあつては、発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで。

## 学校安全とは？

## 学校安全

児童生徒等が、自他の生命尊重を基盤として、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成するとともに、児童生徒等の安全を確保するための環境を整えることをねらいとしている。

・防犯教室・授業外の安全教育

## 生活安全

・命を守る訓練・防災教育・総合的な学習

・交通安全教室・集団登下校

## 交通安全 災害安全

【事例IV】

業間休み、3階教室より2階の図書室へ行こうと下りてきて、踊り場で転びそうになつた。右手で壁をつかんで体を支えようとしたところに、防火扉が閉まってきて右手指を挟み骨折。



危険予測・環境整備

児童生徒の命を守る

- ・いつ直面するか分からぬ(心構え)
- ・冷静かつ迅速な対応
- ・最低限に抑えるために最大限の準備
- ・児童生徒、保護者に対する事後のケア

